

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年9月7日(水)午前10時00分から午前10時20分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(15人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 4番 山地 康弘 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 12番 亀山 徹 委員

13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(3人)

3番 千田 甚治 委員 10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて

報告第7号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年9月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(15)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(15)番(光田 稔)委員と(16)番(栗坂 正)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主任と則本主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p>
事務局 則本主任	<p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に3件の申請がありました。</p>

	<p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から3番について調査票をもとに説明】</p> <p>今回申請のありました1番から3番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から3番までの計3件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から3番までの計3件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、2頁に5件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から5番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました、5件についてですが、許可基準からみた検討状況につき</p>

<p>議長</p>	<p>まして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この5件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁1番から5番までの計5件は、別添調査票のとおり、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁1番から5番までの計5件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から5頁にかけて17件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番についてですが、前回の保留案件でございます。</p> <p>倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、本件は、都市計画法に基づく開発許可申請が倉敷市長に提出されておらず、提出予定は、平成28年9月23日頃とのことでした。</p> <p>農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第2号に基づき、行政庁の許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされる見込み</p>

を確認する必要がありますが、本件は、必要な申請書の提出がなされていないため保留とのことでした。

2番から5番については特に問題はございませんでした。

6番についてですが、現地はすでに地上げがされています。しかし、農地としての利用がみられませんでした。このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、申請者に対して、一時転用後に畑に復元することを条件として許可するとのことでした。

7番から9番は特に問題はございませんでした。

10番と11番は関連しております。

11番の露天駐車場の進入路として10番の市道拡幅を行うものです。

11番についてですが、事業者は申請地の北側で流通センターを経営しておりますが、この施設は農業者の就業機会に付与する施設として許可されたものです。しかし、農業者雇用の形態がみられないため、平成28年4月15日に地区農業委員から農業者雇用について指導を行っております。

今回の申請書を確認する限りでは、農業者雇用に改善に向けた資料は見受けられませんでした。

このことについて、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、農業者雇用について改善策の提出を求める必要があるため保留とのことでした。

あわせて10番も保留とのことでした。

12番から17番について特に問題はございませんでした。

以上により、2番から9番、12番から17番について許可基準からみた検討状況は、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、これらの14件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から5頁17番までの計17件の内、1番、10番及び11番は保留、残り14件は、別添調査票のとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、3頁1番から5頁17番までの計17件の内、1番、10番及び11番は保留、残り14件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、中桐委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(中桐委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から7頁にかけて16件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借6件、使用貸借10件です。</p> <p>また、利用期間の更新は3件で、更新切れを含む新規は13件です。</p> <p>面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて26,223㎡です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが3件、農地所有適格法人によるものが1件、その他は個人です。</p> <p>また、借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、16件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p>

議 長	<p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は6頁1番から7頁16番までの計16件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、6頁1番から7頁16番までの計16件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さん入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 入室)</p>
議 長	<p>中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に8頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>10頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>12頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>19頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>21頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて</p>

事務局
中村主任

2 2 頁をお開きください。

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り止めについて

2 3 頁をお開きください。

報告第 7 号 農地法第 4 条の規定による届出の取り止めについて

一括して事務局に説明をお願いします。

8 頁をお開きください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、8 頁から 9 頁にかけて 1 1 件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に 1 0 頁をお開きください。

報告第 2 号「農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、1 0 頁から 1 1 頁にかけて 1 5 件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に 1 2 頁をお開きください。

報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、1 2 頁から 1 8 頁にかけて 4 1 件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に 1 9 頁をお開きください。

報告第 4 号「農地法第 1 8 条の規定による通知について」でございますが 1 9 頁から 2 0 頁にかけて 7 件の通知が農業委員会に提出されました。

以上 1 号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2 号から 4 号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に 2 1 頁をお開きください。

報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、2 1 頁に 2 件の取り下げ届が農業委員会に提出されました。

次に 2 2 頁をお開きください。

報告第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取り止めについて」ござい

	<p>ますが、22頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に23頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、23頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第7号については、すべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年10月12日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切にご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時20分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成28年9月7日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員